

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書等(別添の仕様書、図面、見本、これらの図書に対する質問回答書又は発注者の指示(単価契約にあっては納入数量、納入期限等に関する指示を含む)をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書等を内容とする物品の売買契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の物品(以下「物品」という。)を契約書記載の納入期限(以下「納入期限」という。)までに納入場所において、発注者に引き渡すものとし、発注者はその契約代金(単価契約にあっては、納入を完了した実績数量に応じた代金)を支払うものとする。
- 3 受注者は、物品を納入する場合において、仕様書等によりその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。
- 4 受注者は、物品を納入するために必要な一切の手段については、この約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、物品を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が部分払等によってもなおこの契約の物品の納入に必要な資金が不足することが疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の物品の納入に係る業務の実施以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(納入の方法等)

- 第4条 受注者は、物品を納入するときは、発注者の定める事項を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、物品を納入しようとするときは、あらかじめ指定された場合を除き、物品を一括して納入

しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、物品を分割して納入することができる。

- 3 受注者は、原則として検査に不合格となったものを除いて、発注者に納入した物品を持ち出すことはできない。

(仕様書等の変更)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等又は物品の納入に関する指示の変更内容を受注者に通知して、仕様書等又は物品の納入に関する指示を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは納入期限若しくは契約代金（単価契約にあつては、単価という。以下同じ。）を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(物品の納入の中止)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、物品の納入の中止内容を受注者に通知して、物品の納入の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により物品の納入を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、納入期限若しくは契約代金を変更し、又は受注者が物品の納入の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

(著しく短い納入期限の禁止)

第7条 発注者は、納入期限の延長又は短縮を行うときは、この物品の納入に従事する者の労働時間その他労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により納入等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による納入期限の変更等)

第8条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により納入期限内に物品の納入を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に納入期限の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、納入期限を延長しなければならない。発注者は、その納入期限の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約代金について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による納入期限の変更等)

第9条 発注者は、特別の理由により納入期限を短縮する必要があるときは、納入期限の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、契約代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(納入期限の変更方法)

第10条 納入期限の変更を行おうとする場合における当該変更の期限は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知するものとする。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が納入期限の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約代金の変更方法等)

第11条 契約代金の変更を行う場合における当該変更の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知するものとする。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約代金の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この約款の規定により、発注者が費用を負担し、又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額について

ては、発注者と受注者とが協議して定める。

(物価の変動等に基づく契約代金の変更)

第12条 特別な要因により納入期限内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金が不適当となったと認められるときは、発注者又は受注者は、契約代金の変更を求めることができる。

2 予期することのできない特別な事情により、納入期限内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前項の規定にかかわらず、契約代金の変更を求めることができる。

3 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、契約代金を変更し、受注者に通知するものとする。

4 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。

(一般的損害)

第13条 物品の引渡し前に、物品に生じた損害その他物品の納入に当たり生じた損害については、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた物品に係る損害については、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第14条 物品の納入に当たり第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他物品の納入に当たり第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第15条 物品の納入前に、天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、物品に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担は発注者と受注者とが協議して定める。

(検査)

第16条 発注者は、第4条第1項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。

2 前項に規定する検査に当たり、必要と認めるときは、発注者はその理由を通知して発注者が自ら又は第三者に委託して、物品の分解又は試験をすることができる。この場合において、当該検査に要する費用は、受注者の負担とする。

3 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、第1項に規定する検査に立ち会わなければならない。

4 受注者は、第1項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることはできない。

5 発注者は、必要と認めるときは、第1項に規定する検査のほか、物品の納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検査を行うことができる。

(引換え又は手直し)

第17条 受注者は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者により引換え又は手直しのため期間を指定されたときは、その期間内に仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。
- 3 受注者は、前2項の規定により引換え又は手直しが完了したときは、その物品を納入するとともに、第4条第1項に規定する納品書を発注者に提出しなければならない。
- 4 前項の規定により、受注者から納品書の提出があったときは、前条第1項から第4項までの規定を準用する。

(減価採用)

第18条 発注者は、第16条第1項又は前条第4項の検査に合格しなかった物品について、この契約の内容に適合しないことなどの程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認められるときは、契約代金を減額して採用することができる。

- 2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第19条 物品の所有権は、検査に合格したとき又は前条第2項の協議が成立したとき受注者から発注者に移転し、その物品は発注者に引き渡されたものとする。

- 2 前項に規定する所有権の移転前に生じた物品の損害は、すべて受注者の負担とする。

(単価契約における契約代金の計算)

第20条 単価契約における契約代金は、消費税及び地方消費税額(免税業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額。以下同じ。)抜き単価で契約した場合は、消費税及び地方消費税抜き単価に数量を乗じて算出した金額に消費税及び地方消費税の率を乗じて得た金額(その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)とし、消費税及び地方消費税込み単価で契約した場合は、消費税及び地方消費税込み単価に数量を乗じて得た金額(その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)とする。

(契約代金の支払)

第21条 受注者は、物品の納入が完了し、発注者の検査に合格したとき又は第18条第2項の協議が成立したときは契約代金を請求することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、物品を分割して納入し、発注者の検査に合格したときは、当該物品に係る契約代金を請求することができる。ただし、仕様書等において、納入完了後に一括して契約代金を支払うと定めたときはこの限りでない。
- 3 発注者は、前2項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約代金を支払わなければならない。
- 4 発注者がその責めに帰すべき事由により第16条第1項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(第三者による代理受領)

第22条 受注者は、発注者の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払をしなければならない。

(契約不適合責任)

第23条 発注者は、物品の納入を受けた後において、当該物品に契約内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があることが発見されたときは、受注者に対し、物品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約した目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第24条 発注者は、物品を納入するまでの間は、次条又は第26条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づき契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行を催告しその期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 第3条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、物品の納入に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(3) 納入期限内に納入しないとき、又は納入期限経過後相当の期間内に納入する見込みが明らかでないこと認められるとき。

(4) 正当な理由なく、第23条第1項の履行が追完されないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第26条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第3条第1項の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。

(2) 第3条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該物品の納入以外に使用したとき。

(3) この契約の物品の納入ができないことが明らかであるとき。

(4) 受注者がこの契約の物品の納入の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する場合のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 契約の物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。

(9) 第28条又は第29項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- カ 物品の売買契約その他契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。
- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を物品の売買契約その他契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(11) 発注者は、受注者（ウ及びエにあっては、受注者が法人である場合においてはその役員又使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）がこの契約に関して、次のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
- ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことから、有罪判決が確定したとき。
- エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を発注者の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。)

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第27条 第25条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第28条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約の取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（受注者の催告によらない解除権）

第29条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条の規定により仕様書等を変更したため契約代金が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第6条の規定による物品納入の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が物品の納入の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の物品の納入が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第30条 第28条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第31条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、既に物品の納入が完了している部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が物品の納入完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分

の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約金額（以下この条及び次条において「既履行部分契約代金」という。）を受注者に支払わなければならない。

- 3 前項に規定する既履行部分契約代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第32条 受注者は、この契約が物品の納入完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、この契約が物品の納入完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する物品の出来形部分（前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。） 、その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

- 3 前項に規定する撤去又は修復若しくは取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

（1）物品の出来形部分に関する撤去費用

この契約の解除が第24条、第25条又は次条第3項によるときは受注者が負担し、第24条、第28条又は第29条によるときは発注者が負担する。

（2）その他の物件に関する撤去費用等

受注者が負担する。

- 4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、発注者が負担する物品の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

- 5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第24条、第25条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第24条、第28条又は第29条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段、第2項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

- 6 物品の納入完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第33条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（1）期間内に物品の納入を完了することができないとき。

（2）この契約の物品に契約不適合があるとき。

（3）第25条又は第26条の規定により、物品の引き渡し後にこの契約が解除されたとき。

（4）前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（1）第25条又は第26条の規定により、物品の引き渡し前にこの契約が解除されたとき。

（2）物品の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは第1項及び第2項の規定は適用しない。

- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約代金から既履行部分に相応する契約代金を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行期間を徒過した日時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額とする。
- （受注者の損害賠償請求等）

第34条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- (1) 第28条又は第29条の規定により、この契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第21条第3項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、同項の支払期限の翌日時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第35条 発注者は引き渡された物品に関し、第16条の規定による引渡し（以下この条において「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害等の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において契約不適合期間という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各号の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された物品の契約不適合が仕様書等の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償の予約）

第36条 受注者は、第26条第11号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問



わず、賠償金として、契約代金の10分の2に相当する額を支払わなければならない。物品納入が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第26条第11号ア及びイに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象になる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

第37条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金支払の日までの日数に応じ、当該指定する期間を経過した時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数に応じ、前項の相殺した日の翌日時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

3 第1項の場合において、発注者は相殺の充当の順序を指定することができる。

(個人情報の保護)

第38条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第39条 この約款に定めのない事項については、東温市財務規則（平成16年東温市規則第36号）によるものとし、これらに定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

## 特 約

### (暴力団員等の排除)

- 第1条 受注者は、本物品納入に関して書面による契約を締結するときは、契約の相手方が愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したときは、催告することなく契約を解除する旨を定めるとともに、契約の相手方が暴力団員等であることが判明した場合は、速やかに契約を解除しなければならない。
- 2 受注者は、本物品納入に関して書面による契約を締結するときは、物品納入の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた者（以下「協力者」という。）等（協力者の契約の相手方、資材の購入先若しくはリース会社等又は協力者の契約の相手方と締結する資材購入先若しくはリース会社等を含む。以下「協力者等」という。）に対しても、暴力団排除条例第18条に規定する内容を義務とする旨の設定を設けなければならない。
- 3 受注者は、協力者等の契約の相手方が暴力団員等であることが判明したにもかかわらず、協力者等が相手方との契約を速やかに解除しなかった場合は、当該協力者等との契約を速やかに解除しなければならない。
- 4 受注者が、第1項及び第3項の規定に反し、契約の相手方と契約を解除しなかったときは、発注者は受注者との契約を解除するものとし、その際の取扱いは、物品売買契約約款第26条の規定によるものとする。